

子どもセンターまつり 2010

●あそんで、体験して！

中学生の実行委員が大人と協力して企画しました。

【日時】3月14日(日)午前11時~午後3時

【内容】ゲームコーナー（迷路・輪投げほか）、イベントコーナー（バルーンアートほか）、食べ物コーナー（有料。焼いもほか）、バザー（有料）、防災コーナーほか

※午前11時30分から、ジュニアリーダー育成事業活動発表会（下記参照）を行います。

【会場・申込み】当日直接、大久保地域センター（大久保2-12-7）へ。

【主催・問合せ】新宿区青少年活動推進委員事務局（本庁舎2階、子ども家庭課活動支援係内）☎(5273)4261へ。

未来を
担う

ジュニアリーダー 育成事業活動発表会



▲発表会では、これまでの活動の成果を披露します

5年生～中学3年生を対象に、21年5月から毎月1回の連続講座で育成しています。

5月～8月はキャンプ編として、キャンプを楽しむためのネイチャーゲームやキャンプファイヤーを実践し、修得しました。10月からは表現活動編として、即興劇の制作を通してコミュニケーション能力の向上を図っています。

【日時】3月14日(日)午前11時30分～12時

【内容】即興劇の発表

【会場・申込み】当日直接、大久保地域センター（大久保2-12-7）へ。

【問合せ】子ども家庭課活動支援係（本庁舎2階）☎(5273)4261へ。

介護予防教室

- 脳はつらつ教室
- お知らせします。

【日時】28日の水曜日（原則として週1回）、▼介護老人保健施設マイ

【費用】1回100円

【申込み】往復はがきに記載例

（2面参照）のほか年齢・生年月日・参加可能な会場（複数可）

第1希望に○をつける）を記入し、3月15日（必着）までに高齢者サービス課問い合わせ係（〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階）☎(5273)4567へ。はがきは1人1枚。応募者多数の場合は抽選し、結果は3月19日（金）ころにお知らせします。

手話講習会

【日時】原則として5月11日（火曜日）、午後6時30分～8時30分、全40回

【対象・コース・内容】区内在住・在勤・在学の15歳以上で、年間を通じて参加できる方（18歳未満の方は保護者の同意が必要）

【要】初級（初めて手話を学ぶ方）、

【日時・会場】4月7日～7月10時～11時30分、▼小滝橋いき

【費用】無料

【申込み】電話で地域子育て支援センター一葉☎(5363)2170へ。先着順。

区立障害者福祉センター

【内容】▼子育て支援制度の説明（区子どもショートステイ協力家庭、区ファミリー・サポートセンター）、▼講演「子育て支援とは何か？支援者の基本姿勢を学ぶ」（汐見和恵・東京文化短期大学准教授）、▼質疑応答

【費用】無料

【申込み】電話で地域子育て支援センター一葉☎(5363)2170へ。先着順。

【自動二輪車も止められるようになりました】

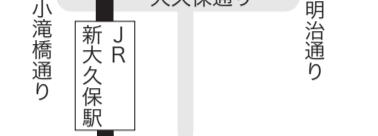
自転車・原動機付自転車のほか、自動二輪車（排気量51cc以上）が止められます。ぜひ、ご利用ください。

【所在地】百人町

【利用時間】24時間

【料金】1時間に付き100円（2時間までは無料）

【問い合わせ】交通対策課（本庁舎7階）☎(5273)4265へ。



新大久保駅自転車等駐輪場

【日時】3月10日(水)午後1時27分～35分へ。

【問合せ】総務課総務係（本庁舎3階）☎(5)

昭和20年3月10日の東京大空襲では、一夜にして約10万人ともいわれる尊い命が失われました。東京大空襲をはじめ、戦災で亡くなられた方を追悼するとともに、世界の恒久平和を願い、1分間の黙とうをお願いします。

【日時】3月10日(水)午後1時27分～35分へ。

【問合せ】総務課総務係（本庁舎3階）☎(5)

黙とうにご協力を

3月10日は東京都平和の日

申請書をお送りしました

高額介護合算療養費等支給

シニアスポーツ
チャレンジ事業

福祉

心も体も若返りに挑戦

もう安心、尿漏れ改善教室

額介護（予防）サービス費を除いた金額が対象です。

該当する場合でも「20年4月～21年7月に新宿区に転入した方」「ほかの健康保険か

国民健康保険か後期高齢者医療制度に加入し、高額医療・高額介護合算療養費の支給に該当すると思われる

方に、2月に申請書をお送りしました。

平成21年7月31日現在、額介護（予防）サービス費を負担が重くならないよう、8月～翌年7月に掛かった

医療保険の自己負担額と介護保険の両方を利用する世帯の

限度額（下表）を超えた金額

が払い戻される制度です。

今回お送りした申請書の

対象期間は20年4月～21年7月の16か月を対象期間とした金額

が払戻される制度です。

●平成21年7月31日現在、国民健康保険・後期高齢者医療保険の利用者負担額の合計が高額になつた場合に、

医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額の合計が高額になつた方には、「亡くなつた方」には申請書はお送りしていない場合がありますので、お問い合わせください。

●平成21年7月31日現在、国民健康保険・後期高齢者医療保険の利用者負担額の合計が高額になつた方には、「亡くなつた方」には申請書はお送りしていない場合がありますので、お問い合わせください。

●もう安心、尿漏れ改善教室

額介護（予防）サービス費を

除いた金額が対象です。

該当する場合でも「20年4月～21年7月に新宿区に転入した方」「ほかの健康保険か

国民健康保険か後期高齢者医療制度に加入し、高額医療・高額介護合算療養費の支給に該当すると思われる

方に、2月に申請書をお送りしました。

平成21年7月31日現在、額介護（予防）サービス費を負担が重くならないよう、8月～翌年7月に掛かった

医療保険の自己負担額と介護保険の両方を利用する世帯の

限度額（下表）を超えた金額

が払い戻される制度です。

今回お送りした申請書の

対象期間は20年4月～21年7月の16か月を対象期間とした金額

が払戻される制度です。

●平成21年7月31日現在、国民健康保険・後期高齢者医療保険の利用者負担額の合計が高額になつた場合に、

医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額の合計が高額になつた方には、「亡くなつた方」には申請書はお送りしていない場合がありますので、お問い合わせください。

●もう安心、尿漏れ改善教室

額介護（予防）サービス費を

除いた金額が対象です。

該当する場合でも「20年4月～21年7月に新宿区に転入した方」「ほかの健康保険か

国民健康保険か後期高齢者医療制度に加入し、高額医療・高額介護合算療養費の支給に該当すると思われる

方に、2月に申請書をお送りしました。

平成21年7月31日現在、額介護（予防）サービス費を負担が重くならないよう、8月～翌年7月に掛かった

医療保険の自己負担額と介護保険の両方を利用する世帯の

限度額（下表）を超えた金額

が払い戻される制度です。

今回お送りした申請書の

対象期間は20年4月～21年7月の16か月を対象期間とした金額

が払戻される制度です。

●平成21年7月31日現在、国民健康保険・後期高齢者医療保険の利用者負担額の合計が高額になつた場合に、

医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額の合計が高額になつた方には、「亡くなつた方」には申請書はお送りしていない場合がありますので、お問い合わせください。

●もう安心、尿漏れ改善教室

額介護（予防）サービス費を

除いた金額が対象です。

該当する場合でも「20年4月～21年7月に新宿区に転入した方」「ほかの健康保険か

国民健康保険か後期高齢者医療制度に加入し、高額医療・高額介護合算療養費の支給に該当すると思われる

方に、2月に申請書をお送りしました。

平成21年7月31日現在、額介護（予防）サービス費を負担が重くならないよう、8月～翌年7月に掛かった

医療保険の自己負担額と介護保険の両方を利用する世帯の

限度額（下表）を超えた金額

が払い戻される制度です。

今回お送りした申請書の

対象期間は20年4月～21年7月の16か月を対象期間とした金額

が払戻される制度です。

●平成21年7月31日現在、国民健康保険・後期高齢者医療保険の利用者負担額の合計が高額になつた場合に、

医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額の合計が高額になつた方には、「亡くなつた方」には申請書はお送りしていない場合がありますので、お問い合わせください。

●もう安心、尿漏れ改善教室

額介護（予防）サービス費を

除いた金額が対象です。

該当する場合でも「20年4月～21年7月に新宿区に転入した方」「ほかの健康保険か

国民健康保険か後期高齢者医療制度に加入し、高額医療・高額介護合算療養費の支給に該当すると思われる

方に、2月に申請書をお送りしました。

平成21年7月31日現在、額介護（予防）サービス費を負担が重くならないよう、8月～翌年7月に掛かった

医療保険の自己負担額と介護保険の両方を利用する世帯の

限度額（下表）を超えた金額

が払い戻される制度です。

今回お送りした申請書の

対象期間は20年4月～21年7月の16か月を対象期間とした金額

が払戻される制度です。

●平成21年7月31日現在、国民健康保険・後期高齢者医療保険の利用者負担額の合計が高額になつた場合に、

医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額の合計が高額になつた方には、「亡くなつた方」には申請書はお送りしていない場合がありますので、お問い合わせください。

●もう安心、尿漏れ改善教室

額介護（予防）サービス費を

除いた金額が対象です。

該当する場合でも「20年4月～21年7月に新宿区に転入した方」「ほかの健康保険か

<p